

不法投棄撲滅強化月間について

環境課 内線551～553

ごみの不法投棄は、社会問題として大きく取り上げられていますが、町も例外ではなく、山林、河川、市街地などにごみが不法投棄されています。

平成20年度では不法投棄パトロールなどで42か所に2.8トンの不法投棄がありました。

神奈川県ではこうした不法投棄を根絶するため、11月を不法投棄撲滅強化月間として設定し、平成21年度は、西湘地域において不法投棄撲滅キャンペーンとして、普及啓発、監視・取締り、撤去及び清掃などを行います。

皆さんも不法投棄をしている人や不法投棄物を見かけた場合には、役場環境課または最寄りの警察までご連絡ください。ご協力をお願いします。

○不法投棄撲滅の標語

**「不法投棄をしない！
させない！ゆるさない！」**



共同受信施設の改修費用への助成制度について

秘書広報室 内線246・247

集合住宅など（アパート、マンション）の共同テレビ受信施設や建造物などによる受信障害対策として設置された共同受信施設を地上デジタル放送に対応するように改修する際、費用負担が過重（世帯当たりの負担額が35,000円以上）となる場合に、その費用の一部（最大で1/2）を国が助成する制度がスタートしています。

この支援制度は、総務省テレビ受信者支援センター（愛称：デジサポ）を通じて行われています。なお、助成を受けようとする場合は、改修工事を行う前に助成申請をする必要があります。ご不明な点については、デジサポ助成金相談窓口（☎0570-093-724）にお問い合わせください。（IP電話など、ナビダイヤルがつかない方は、☎03-5623-3121でお受けいたします。）

また、対象となる施設や申請手続きなどについては、デジサポのホームページ（<http://digisuppo.jp>）で、詳しくご紹介しています。

※助成の申請期間は、①障害対策共聴施設については平成21年12月28日まで、②集合住宅などの共同受信施設については平成22年1月15日までです。）

人権擁護委員が委嘱されました

福祉課 内線313

人権擁護委員の「鈴木眞一さん」が再任され、横浜地方法務局小田原支局長から委嘱されました。

任期は平成21年10月1日から平成24年9月30日までの3年間です。

人権擁護委員は、地域住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を法務大臣が法律に基づいて任命し、基本的人権にかかる様々な問題の相談を受け、解決に導く相談窓口となる方です。



地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

秘書広報室 内線246・247

経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援が10月1日から始まりました。

支援の対象となるのは？

生活保護世帯などの公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障がい者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者の方で、日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯の方が対象です。

※すでに、地上デジタル放送を視聴されている世帯の方は支援の対象外です。（共同受信施設などで平成21年4月以降に工事が行われた場合には、支援の対象となる場合があります。）

受けられる支援の内容は？

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修などが必要な場合にはその支援も行います。

申込書の入手方法は？

申込書については、下記の「総務省地デジチューナー支援実施センター」にお申し込みいただくか、福祉課窓口でお受け取りください。また、お近くのNHKの窓口に設置されている場合もあります。

ご注意いただきたい点

- 支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。手続きがまだお済みでない方は、なるべくお早めに手続きをとっていただくようお願いいたします。
- 支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修などの費用を清算することはできません。

【問合せ】

- 地上デジタル放送受信のための支援制度について
総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840
- NHKとの受信契約、受信料免除について
NHK視聴者コールセンター ☎0570-000588